

## 支承損傷に伴う牛深ハイヤ大橋の恒久対策技術検討委員会 設置要綱

### (名称)

第1条 委員会の名称は「支承損傷に伴う牛深ハイヤ大橋の恒久対策技術検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、牛深ハイヤ大橋の支承において確認された損傷の原因究明及び恒久対策の検討に際し、高度な技術的・専門的見地から指導・助言を行うことを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項についての指導・助言等を行う。

- (1) 支承損傷の要因
- (2) 想定された要因に対する解析
- (3) 解析結果に基づく恒久対策
- (4) 上記に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

### (構成)

第4条 委員会は、別紙の委員をもって構成する。

- 2 委員は、熊本県知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、承諾の日から令和5年(2023年)3月31日までとする。  
なお、委員の申し出による任期途中での交代等については、委員長の了解による。

### (運営)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長が職務を行うことができないときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、必要に応じて、議事に関係ある者を臨時に出席させることができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課に置く。

### (その他)

第7条 本規約に定めのない事項等は、委員会に諮ったうえで、委員長が決定するものとする。

### (附則)

この要綱は、令和3年(2021年)10月29日から施行する。